

令和7年条例第 号

京丹波町名誉町民条例

(目的)

第1条 この条例は、広く社会の進歩発展に貢献し、町民の尊敬の的と仰がれる者に対し、その榮譽を称えることを目的とする。

(称号の授与)

第2条 町長は、町民又は本町に縁故の深い者で、産業経済の振興、公共の福祉の増進又は学術、技芸その他広く社会文化の振興及び発展に顕著な功績があった者に対して、議会の同意を得て京丹波町名誉町民（以下「名誉町民」という。）の称号を贈る。

(顕彰等)

第3条 町長は、名誉町民に顕彰状及び記念品を贈るとともに、その氏名及び事績の概要を公表する。

2 故人に対して追贈するときは、故人に名誉町民の称号を贈るほか、遺族に顕彰状及び記念品を贈呈する。

(待遇)

第4条 名誉町民に対しては、次の待遇をすることができる。

- (1) 町で行う式典への招待
- (2) 慶弔の際における礼遇
- (3) その他町長が特に必要と認める待遇

(称号の取消し)

第5条 町長は、名誉町民が本人の責めに帰すべき行為により著しく名誉を失った場合は、議会の同意を得て名誉町民の称号を取り消すことができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。